

法人県民税・法人事業税等の税率について

(R6.3 鳥取県)

法人県民税

■均等割の税率

法人の区分	税率	
	平成20年4月1日から令和10年3月31日までに開始する事業年度	
資本金等の額が50億円を超える法人	840,000	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	567,000	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	136,500	
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	52,500	
資本金等の額が1,000万円以下の法人、公益法人等	21,000	

■法人税割の税率

法人の区分	税率	
	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和8年3月31日までに開始する事業年度
次のいずれかに該当する法人 ・資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人 ・課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
上記以外の法人	3.2%	1.0%

法人事業税

事業の区分	法人等の区分	所得等の区分	税率			
			平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
1 2、3、4以外の事業	外形標準課税法人 普通法人 (資本金1億円超) ※3	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%		1.0%
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.5%	0.7%		
		所得のうち年800万円を超える金額	0.7%	1.0%		
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	0.7%	1.0%		
		付加価値額	1.2%			
		資本金等の額	0.5%			
	普通法人 (資本金1億円以下) 〔一般の法人、一般社団・一般財団法人など〕	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%		
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%		
		所得のうち年800万円を超える金額	6.7%	7.0%		
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	6.7%	7.0%		
		特別法人 〔協同組合、信用金庫、医療法人など〕	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
			所得のうち年400万円を超える金額	4.6%	4.9%	
電気供給業（一般送配電事業、送電事業、配電事業※1、特定送配電事業）、導管ガス供給業※2、保険業	収入金額		0.9%	1.0%		
3 電気供給業 〔発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業※1〕	外形標準課税法人 普通法人 (資本金1億円超) ※3	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
		付加価値額	—		0.37%	
		資本金等の額	—		0.15%	
	普通法人 (資本金1億円以下) 特別法人	収入金額	0.9%	1.0%	0.75%	
		所得金額	—		1.85%	
4 特定ガス供給業※2	収入金額		0.9%	1.0%		0.48%
		付加価値額	—			0.77%
		資本金等の額	—			0.32%

※1 令和3年度改正において、電気供給業のうち配電事業及び特定卸供給事業に係る課税方式が定められました（R4.4.1以後終了事業年度から適用）。

※2 令和4年度改正において、ガス供給業のうち、特定ガス供給業を除く製造小売事業については普通法人と同様の課税方式となりました（R4.4.1以後開始事業年度から適用）。

※3 外形標準課税法人の要件については、裏面の「令和6年度税制改正に係る主な税制措置について」①、②がそれぞれの適用事業年度から追加されますのでご確認ください。

地方法人特別税

課税標準	税 率	
	平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人（資本金 1 億円超の普通法人）の法人事業税所得割額	414.2%	廃止
外形標準課税法人以外の法人の法人事業税所得割額	43.2%	
収入金額課税法人の法人事業税収入割額		

特別法人事業税

課税標準	法人等の区分	税 率		
		令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
法人事業税所得割額 (発電事業、小売電気事業、 <u>特定卸供給事業※1</u> に係る所得割額を除く)	外形標準課税法人（資本金 1 億円超の普通法人）	260.0%		
	外形標準課税法人以外の普通法人	37.0%		
	外形標準課税法人以外の特別法人	34.5%		
法人事業税収入割額	電気供給業（一般送配電事業、送電事業、配電事業※1、特定送配電事業）、 <u>導管ガス供給業※2</u> 、保険業を行う収入金額課税法人	30.0%		
	電気供給業（発電事業、小売電気事業、 <u>特定卸供給事業※1</u> ）を行う収入金額課税法人	30.0%	40.0%	
	<u>特定ガス供給業※2</u> を行う収入金額課税法人	30.0%		62.5%

●令和 6 年度税制改正に係る主な税制措置について

I. 法人事業税における外形標準課税の見直し

外形標準課税が適用される要件に、下記①②が加わりました。

① 前事業年度に外形標準課税法人であって、当該事業年度に資本金を 1 億円以下に減資し、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるもの。（令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

※ 改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金 1 億円超）に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」となります。

※ 公布日前に外形標準課税の対象であった法人が公布日後に減資を行った場合、①の基準に該当するときは外形標準課税の対象とする措置が講じられます。

② 資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100%子法人等のうち、資本金 1 億円以下で資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超えるもの。（令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

II. 加算金制度の見直し

過少申告加算金及び不申告加算金に代えて課される重加算金の適用対象に「仮装、隠蔽された事実に基づき更正の請求を行った場合」が追加されました。（令和 7 年 1 月 1 日以後に申告書の提出期限が到来する申告から適用）

● お問い合わせ先

名 称	所 在 地	電話番号	ファックス番号
東部県税事務所 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176	0857-20-3515	0857-20-3519
中部県税事務所 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	0858-23-3109	0858-23-3118
西部県税事務所 事業税担当	〒683-0823 米子市加茂町 1 丁目 1 米子市役所本庁舎 2 階	0859-31-9626	0859-31-9613
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町 1 丁目 220	0857-26-7054	0857-26-7087

※ 鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。